

第74期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年6月25日（木曜日）

午前10時 [受付開始 午前9時]



開催場所

鳥取県米子市末広町294

ビッグシップ
米子コンベンションセンター2階
「国際会議室」

※末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。



議案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

インターネットまたは書面による議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時まで

※詳細につきましては、P.3～5をご参照ください。



改正会社法による株主総会資料の電子提供制度に対応した招集ご通知をお送りしております。

当日ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりますので、あらかじめご了承ください。

寿
心

喜びを創り喜びを提供する

寿スピリッツ

証券コード：2222

証券コード 2222

2026年6月4日

(電子提供措置の開始日 2026年6月2日)

株主各位

鳥取県米子市旗ヶ崎2028番地

寿スピリッツ株式会社

代表取締役社長 河越 誠剛

第74期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kotobukispirits.co.jp/ir/meeting.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/2222/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「寿スピリッツ」または「コード」に当社証券コード「2222」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2026年6月25日 (木曜日) 午前 10時 [受付開始 午前9時]
2	場 所	鳥取県米子市末広町294 ビッグシップ 米子コンベンションセンター 2階「国際会議室」 ※末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。
3	目的事項	報告事項 1. 第74期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人及び監査等委員会の第74期連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件
4	招 集 に あ た っ て の 決 定 事 項	3ページの【議決権行使方法のご案内】をご参照ください。

以 上

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時

インターネットまたは書面で議決権を行使される場合

インターネットによる議決権行使の場合



4ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時入力分まで

書面による議決権行使の場合



株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時到着分まで

映像配信についてのご案内

本総会終了後、近日中に当日の様様をインターネット上の当社ウェブサイトにて映像にてご覧いただけるようご案内いたします。

ウェブサイト <https://www.kotobukispirits.co.jp/>



電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社及び掲載用ウェブサイト並びに東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

<https://www.kotobukispirits.co.jp/ir/>



インターネットによる議決権行使のご案内

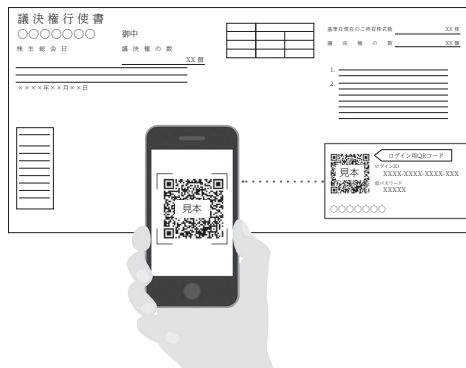
インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年6月24日(水曜日)午後5時まで**

QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「QRコード」を読み取ってください。



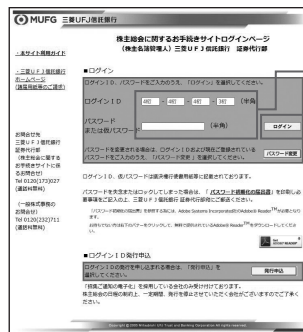
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
- ※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

▶▶▶インターネットによる議決権行使の際のご注意につきましては、5ページをご覧ください。

ご注意

1. 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
2. 株主様のインターネット利用環境や加入サービス、利用機種によっては、議決権行使サイトがご利用いただけない場合がございます。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
3. 複数回にわたり議決権を行使された場合の議決権の取り扱いについては以下のとおりとします。
 - ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とします。
 - ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とします。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とします。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部（ヘルプデスク）

電話： **0120-173-027**（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後9時まで

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームから議決権を行使いただけます。

目次

株主総会参考書類	7
第1号議案	
剰余金処分の件	
第2号議案	
定款一部変更の件	
第3号議案	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	
6名選任の件	
第4号議案	
監査等委員である取締役3名選任の件	
事業報告	16
1 企業集団の現況に関する事項	
2 会社の株式に関する事項	
3 会社役員に関する事項	
4 会計監査人に関する事項	
5 業務の適正を確保するための体制	
連結計算書類	37
計算書類	49
監査報告	56

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識いたしており、長期にわたり株主の皆様へ安定して利益還元できるよう、内部留保及び業績推移並びに配当性向等を総合的に勘案し、利益還元に努めることを基本方針といたしております。

また、2025年5月に公表いたしました中長期経営目標「Value Up Vision2030」において2026年3月期から2030年3月期までの5年間のキャッシュ・アロケーション方針を定め、当期間で創出する営業キャッシュ・フローの使途のうち、株主還元を総還元性向50%以上を意識し、利益成長に応じた増配と機動的な自己株式取得を実施する方針といたしております。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 35 円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は 5,405,156,260 円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

機動的な資本政策および配当政策を実行するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第29条（剰余金の配当等の決定機関）及び第30条（剰余金の配当の基準日）を新設し、内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）、第30条（期末配当金および基準日）及び第31条（中間配当金および基準日）を削除するものであります。

なお、会社法第460条第1項（株主の権利の制限）に基づく定款の定めは設けないことから、今後の剰余金の配当等を株主総会決議によって行うことを排除するものではありません。

また、現行定款附則について、監査等委員会設置会社に移行後10年経過したため、この附則による責任免除等の必要性が失われたことから、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(自己株式の取得) 第7条 当社は、取締役会決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。	(削除)
第8条 } (条文省略) 第29条	第7条 } (現行どおり) 第28条
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第29条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新設)	(剰余金の配当の基準日) 第30条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(期末配当金および基準日) 第30条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。	(削除)
(中間配当金および基準日) 第31条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。	(削除)
(配当金の除斥期間) 第32条 (条文省略)	(配当金の除斥期間) 第31条 (現行どおり)
附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) ① 当社は、第64期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 ② 第64期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条第2項の定めるところによる。	(削除)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、候補者の経歴等を総合的に勘案し、取締役会において決定しております。また、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

かわごえ せいごう

河越 誠剛

(1960年11月21日生)

所有する当社株式の数 13,121株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社 専務取締役
1989年 3月 代表取締役副社長
1994年 6月 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社シュクレイ 代表取締役会長
株式会社ケイセイシー 代表取締役会長
純藍株式会社 代表取締役社長

再任

取締役候補者 とした理由

上記の経歴を有し、1994年6月以来長年にわたり当社の代表取締役社長として経営を指揮し、その豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップは、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、その選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

まつもと しんじ

松本 真司

(1967年3月25日生)

所有する当社株式の数 90,630株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 3月 当社入社
2004年 7月 経理部マネージャー
2006年10月 経営企画担当責任者
2010年 6月 経営企画部長
2012年 6月 取締役経営企画部長
2022年 6月 常務取締役グループ経営管理本部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ケーエスケー 代表取締役社長

再任

取締役候補者 とした理由

上記の経歴を有し、入社以来経理・財務、経営企画部長に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2012年6月に取締役就任後は、グループ経営管理の強化に努めるなど取締役としての職責を果たしております。その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見は、当社のグループ経営に欠かせないものと判断し、その選任をお願いするものであります。



再任

候補者番号

3

しろうち まさゆき

城内 正行 (1965年12月9日生)

所有する当社株式の数 107,430株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年3月 当社入社
2005年2月 株式会社九十九島グループ 営業本部長
2006年9月 株式会社つきじちとせ 常務取締役
2012年9月 寿製菓株式会社 営業部長
2014年4月 同社 取締役営業部長
2015年5月 同社 代表取締役社長 (現任)
2020年6月 当社 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

寿製菓株式会社 代表取締役社長
株式会社但馬寿 代表取締役社長
株式会社ケーエムエフ 代表取締役社長

**取締役候補者
とした理由**

上記の経歴を有し、2006年9月以来複数の当社グループ会社の取締役などを歴任し、また、2015年以降は主要なグループ会社である寿製菓株式会社の代表取締役を務めるなど、その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見は、当社のグループ経営に欠かせないものと判断し、その選任をお願いするものであります。



再任

候補者番号

4

さかもと りょういち

阪本 良一 (1969年1月4日生)

所有する当社株式の数 84,781株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年11月 株式会社但馬寿入社
2007年5月 同社 常務取締役
2009年5月 株式会社ケイシーシー 常務取締役
2014年7月 株式会社シュクレイ 取締役営業部長
2017年4月 同社 専務取締役
2019年5月 同社 代表取締役社長 (現任)
2020年6月 当社 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社シュクレイ 代表取締役社長
株式会社九十九島グループ 代表取締役社長

**取締役候補者
とした理由**

上記の経歴を有し、2007年5月以来複数の当社グループ会社の取締役を歴任し、また、2019年5月より主要なグループ会社である株式会社シュクレイの代表取締役を務めるなど、その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見は、当社のグループ経営に欠かせないものと判断し、その選任をお願いするものであります。



再任

社外

候補者番号

5

いわた まつお

岩田 松雄 (1958年6月2日生)

所有する当社株式の数 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 日産自動車株式会社入社
1995年 2月 ジェミニ・コンサルティング・ジャパン入社
1996年10月 日本コカ・コーラ株式会社入社
1999年 7月 コカ・コーラビバレッジサービス株式会社
常務執行役員
2001年 4月 株式会社アトラス 代表取締役社長
2003年 6月 株式会社タカラ (現 株式会社タカラトミー)
常務執行役員
2005年 4月 株式会社インフォレスト 代表取締役社長
2009年 6月 スターバックスコーヒージャパン株式会社
代表取締役最高経営責任者 (CEO)
2012年 6月 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役
2013年10月 株式会社リーダーシップコンサルティング
代表取締役社長 (現任)
2014年 5月 株式会社東京個別指導学院 社外取締役
2015年 6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社リーダーシップコンサルティング 代
表取締役社長

上記の経歴を有し、長年にわたり企業経営に関与しており、その経歴を通じて培われた経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断しており、また、現在当社の社外取締役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年となります。



候補者番号 よしもと めぐみ

6

好本 恵

(1954年1月5日生)

所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

重要な兼職の状況

1976年 4月 日本放送協会（略称：NHK）入局

1981年 6月 フリーアナウンサー（現任）

2000年 4月 NHK文化センター講師（現任）

2002年 4月 早稲田大学教育学部非常勤講師、十文字学園女子大学非常勤講師

2007年 4月 立正大学非常勤講師「教職特講」（現任）

2008年 4月 ヒューマンサイエンス振興財団
（現 一般財団法人日本医薬情報センター）動物実験実施施設認証センター運営委員会委員
（現任）

2015年 4月 十文字学園女子大学人間生活学部文芸文化学科教授

2020年 4月 十文字学園女子大学教育人文学部文芸文化学科教授

2021年 6月 当社取締役（現任）

2024年 4月 十文字学園女子大学名誉教授（現任）

再任

社外

**社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割**

上記の経歴を有し、アナウンサーとしての長年の経験や複数の大学の講師・教授を務めるなど、これまで培ってきた豊富な経験と幅広い知見に加え、女性ならではの視点により、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任を願います。同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩田松雄氏及び好本恵氏は社外取締役候補者であります。当社は、岩田松雄氏及び好本恵氏を東京証券取引所の定める要件を満たす独立役員として届け出ており、岩田松雄氏及び好本恵氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、岩田松雄氏及び好本恵氏の間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。岩田松雄氏及び好本恵氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3 会社役員に関する事項」[(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等]に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任の監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、候補者の経歴等を総合的に勘案し、取締役会において決定しております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



新任

候補者番号

1

ながと

じゅん

永東

淳

(1967年3月12日生)

所有する当社株式の数145,065株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年3月 当社入社
2001年7月 経理部経営企画課リーダー
2007年4月 内部監査室長
2012年6月 常勤監査役
2016年6月 寿製菓株式会社常務取締役経営管理部長
2026年5月 当社監査室付（現任）

監査等委員である
取締役候補者
とした理由

上記の経歴を有し、入社以来、経営企画、内部監査に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2012年6月から4年間当社常勤監査役を務め、また、2016年6月より主要なグループ会社である寿製菓株式会社の常務取締役経営管理部長に就任し、職責を適切に果たしてきました。その豊富な経験と見識を活かすことにより、取締役の職務執行の監査・監督を的確・公正かつ効率的に遂行することができると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。



再任

社外

候補者番号

2

たなか やすひろ

田中 康裕

(1963年8月8日生)

所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 田中康晴税理士事務所（現 税理士法人田中事務所）入所
2003年6月 税理士法人田中事務所代表社員（現任）
2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

税理士法人田中事務所 代表社員

監査等委員である
社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割

税理士として、財務及び会計面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断しており、また、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役としてその職責を適切に果たしていることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年となります。



候補者番号

3

うえだ けいこ

上田 啓子 (1976年1月21日生)

所有する当社株式の数 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 第一生命保険相互会社（現 第一生命保険株式会社）入社
2008年11月 最高裁判所司法修習
2010年1月 弁護士登録（東京弁護士会）
弁護士法人中村総合法律事務所 入所
2013年1月 梅本・栗原・上田法律事務所（現 京橋・宝町法律事務所）パートナー（現任）
2016年8月 一般社団法人ハビリスジャパン 理事（現任）
2024年3月 日本テクノ株式会社 社外監査役
2024年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2024年9月 日本テクノ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

京橋・宝町法律事務所パートナー
一般社団法人ハビリスジャパン 理事
日本テクノ株式会社 社外取締役（監査等委員）

再任

社外

弁護士としての法務面での専門的な知見と豊富な経験に加え、女性ならではの視点により、中立
監査等委員である 的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断し、監査等委員である社外
社外取締役候補者 取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に、直接会社経営に関与した経験は
とした理由及び ありませんが、上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるもの
期待される役割 と判断しております。なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間
間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上田啓子氏の戸籍上の氏名は、川崎啓子であります。
3. 田中康裕氏及び上田啓子氏は社外取締役候補者であります。当社は、田中康裕氏及び上田啓子氏を東京証券取引所の定める要件を満たす独立役員として届け出ており、田中康裕氏及び上田啓子氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、田中康裕氏及び上田啓子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。田中康裕氏及び上田啓子氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3 会社役員に関する事項」 「(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

取締役のスキル・マトリックス

(本定時株主総会において第3号議案及び第4号議案が承認された場合)

(監査等委員を除く取締役)

氏名	性別	属性	取締役が有する経験・専門性					
			企業経営 経営戦略	財務会計	法務 リスクマネ ジメント	人事労務 人財開発	消費生活	ESG
河越 誠剛	男性	社内（常勤） 代表取締役社長	○				○	○
松本 真司	男性	社内（常勤） 指名・報酬委員	○	○	○	○		○
城内 正行	男性	社内（常勤）	○				○	
阪本 良一	男性	社内（常勤）	○				○	
岩田 松雄 (社外)	男性	社外（非常勤） 指名・報酬委員長	○			○	○	○
好本 恵 (社外)	女性	社外（非常勤） 指名・報酬委員				○	○	○

(監査等委員である取締役)

氏名	性別	属性	取締役が有する経験・専門性					
			企業経営 経営戦略	財務会計	法務 リスクマネ ジメント	人事労務 人財開発	消費生活	ESG
永東 淳	男性	社内（常勤） 指名・報酬委員	○	○	○	○		○
田中 康裕 (社外)	男性	社外（非常勤） 指名・報酬委員		○				
上田 啓子 (社外)	女性	社外（非常勤） 指名・報酬委員			○			

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、雇用・所得環境の改善などを背景に、景気は持ち直しの動きが見られました。一方で、物価高が長期化する中、消費者の節約志向は根強く、商品・サービスに対する選別意識は厳しさを増す状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、持続的な成長を目指すべく、中長期経営目標「Value Up Vision2030」を昨年5月に公表し、「お菓子の総合プロデューサー」をビジョン（Vision）に掲げ、美味しさと地域性を追求した「プレミアムギフトスイーツ」の創造と育成に注力いたしました。

また、経営理念をベースとした「全員参画による超現場主義経営」の更なる推進を成長ストーリーに位置づけ、商品力、売場力、販売力のValue Up、インバウンド対策のValue Up、人財力のValue Upの重点対策の遂行に取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は78,781百万円（前期比8.9%増）、営業利益は、18,598百万円（前期比5.6%増）、経常利益は、18,733百万円（前期比5.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、12,557百万円（前期比3.6%増）となり、売上高及び各段階利益ともに過去最高値を更新いたしました。

売上高

78,781百万円

前期比 8.9%増



営業利益

18,598百万円

前期比5.6%増



経常利益

18,733百万円

前期比5.9%増



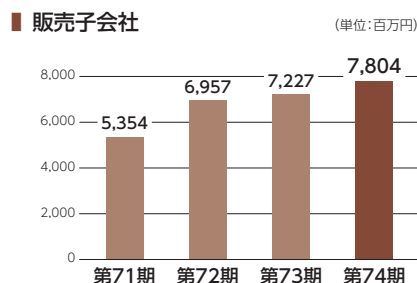
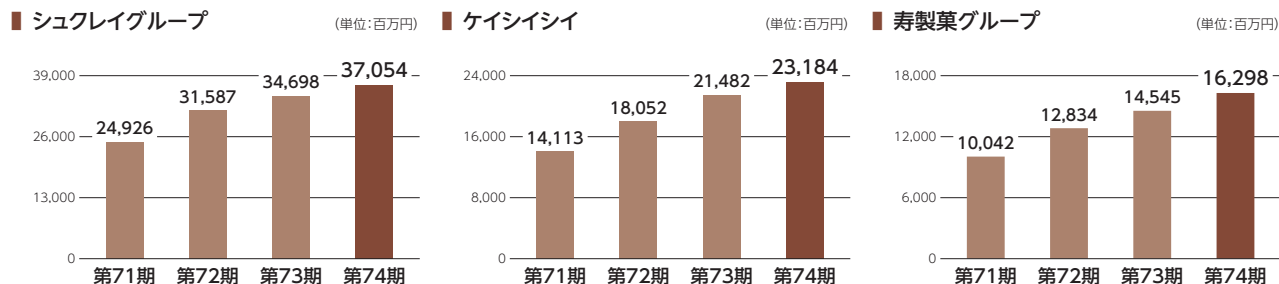
親会社株主に帰属する当期純利益

12,557百万円

前期比3.6%増



セグメント別の業績は、次のとおりであります。
[セグメント別売上高の推移]



(単位:百万円)

区 分	売上高			営業利益		
	前連結会計年度 (2025年3月期)	当連結会計年度 (2026年3月期)	増 減	前連結会計年度 (2025年3月期)	当連結会計年度 (2026年3月期)	増 減
シュクレイグループ (注)	34,698	37,054	2,356	6,797	7,087	289
ケイシイシイ	21,482	23,184	1,701	5,024	4,833	△190
寿製菓グループ (注)	14,545	16,298	1,752	3,240	3,823	582
販 売 子 会 社	7,227	7,804	576	946	1,089	143
そ の 他	692	674	△18	55	28	△26
小 計	78,647	85,016	6,369	16,064	16,862	798
調 整 額	△6,297	△6,235	62	1,546	1,735	188
合 計	72,349	78,781	6,431	17,610	18,598	987

(注) 従来、「シュクレイ」及び「九十九島グループ」は、それぞれ独立セグメントとしておりましたが、2025年4月1日付で実施した連結子会社間の組織再編(会社分割)に伴い、当連結会計年度より統合し、セグメント区分を「シュクレイグループ」に変更いたしており、前連結会計年度との比較は、変更後の区分方法により作成した数値を使用しております。また、「寿製菓・但馬寿」としていた報告セグメントの名称を当連結会計年度より「寿製菓グループ」に変更いたしております。

■ シュクレイグループ

シュクレイグループは、各ブランドにおいて主力商品を軸に季節限定商品などの新商品を加え、ブランド訴求力の向上に取り組みました。インバウンド対策では、国際線ターミナルを中心に販売人員の増強や「抹茶ちとせ」商品の拡販などに注力いたしました。新規出店では、昨年9月、ニューマン高輪にリブランドを行った「東京ミルクチーズ工場」が初のフラッグシップ店舗を出店、加えて新ブランドでは、百貨店を中心に展開し、昨年11月、阪神梅田本店に「ソルトラ」及び西武池袋本店に「バニスタ」をそれぞれ出店、更に、本年2月、ジェイアール名古屋タカシマヤに「ハローメイプリ」の出店など、計10店舗の出店を行いました。退店では、本年1月、東京駅構内の販売エリア改装工事に伴い3店舗の退店（内2店舗は次期に出店予定）など、計7店舗の退店を行いました。その結果、売上高は37,054百万円（前期比6.8%増）、営業利益は7,087百万円（前期比4.3%増）となりました。

■ ケイシイシイ

「ルタオ」ブランドを擁するケイシイシイは、更なるブランド価値の増大に向け、昨年3月にブランドオープンした「ルタオ運河プラザ店」の販売強化や「ルタオ新千歳空港店」及び「ルタオ札幌大丸店」の全面リニューアルを行い、また、新紅茶カテゴリー「&LeTAO」の発売や新作限定スイーツを順次投入するなど、新商品開発を推進いたしました。インバウンド対策では、国際線ターミナルを中心に販売人員の増強や新ブランド「岡田謹製茶織屋」による催事展開などに注力いたしました。通信販売では季節イベント対策を推進し、また、昨年6月、「ルタオ」のポイント制度のリニューアルを行い、店舗とオンラインショップとの相互連携を図りました。「ナウオンチーズ」などの首都圏ブランドでは、ブランド認知度を高めるため、催事展開に注力いたしました。その結果、売上高は23,184百万円（前期比7.9%増）、営業利益は4,833百万円（前期比3.8%減）となりました。

■ 寿製菓グループ

寿製菓グループは、新商品開発に注力し、主要代理店及び販売子会社への提案営業を推進いたしました。販路拡大では、沖縄において、主要代理店とタイアップしたOEM展開の推進や直営ブランドのパイナップルスイーツ専門店「ニューキュー」の展開強化などに取り組みました。地元の山陰地区では、昨年8月にJR鳥取駅の商業ゾーンのリニューアルにあわせ、セレクトショップ「鳥取 菓の座」をリニューアルオープンいたしました。また、主力商品「因幡の白うさぎ」において、本年3月にギネス世界記録挑戦イベントを開催するなど、更なる知名度向上に努めました。その結果、売上高は16,298百万円（前期比12.1%増）、営業利益は3,823百万円（前期比18.0%増）となりました。

■ 販売子会社

販売子会社は、各販売拠点において主力商品対策及び地域特性にマッチした新商品の発売、インバウンド対策などに注力いたしました。エリア別では、東海地区は、季節限定新商品「伊勢奉祝水まんじゅう」及び「伊勢奉祝ぜんざいもち」の発売、関西地区は、主力商品「大阪はちみつクワトロフォルマッジ」の販売強化などに取り組みました。福岡地区では、10周年を迎えた「博多まっかな苺」ブランドの展開強化に注力しました。その結果、売上高は7,804百万円（前期比8.0%増）、営業利益は1,089百万円（前期比15.1%増）となりました。

■ その他

その他は、損害保険代理業、健康食品事業、海外（台湾）における菓子事業が含まれております。売上高は674百万円（前期比2.6%減）となり、営業利益は28百万円（前期比47.9%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかに回復していくことが期待されます。一方で、中東情勢の不安定化をはじめとした地政学リスクの高まりによる原材料価格やエネルギー価格の高騰に加えて、継続する物価上昇により消費の二極化が一段と強まり、個人消費への影響も懸念されるなど、先行きは予断を許さない状況が予測されます。

このような見通しの中、当社グループは、2年目となる中期経営目標「Value Up Vison2030」のもと、2026年経営スローガンを「今日一人熱狂的ファンを創る」とし、事業施策を推進し、更なる成長を目指してまいります。

製造面では、食品の安心・安全を最優先に、引き続き食品安全マネジメントシステムの継続的な改善と設備投資による生産性の向上を図り、お客様に安心・感動していただける高品質な商品の提供に努めてまいります。

人財面では、理念共感型採用と理念浸透に向けた人財育成を強化し、人的資本経営を推進してまいります。

Value Up Vison2030（中長期経営目標）

●Vison（目指すべき方向性）

全国各地のプレミアムギフトスイーツブランドを創造する
「お菓子の総合プロデューサー」

当社グループは、「お菓子の総合プロデューサー」として、「高い価値の創造」をテーマに、美味しさと地域性を追求した「プレミアムギフトスイーツ」の創造と育成を推進し、地域社会への貢献・共存・共栄を図り、社会から信頼され必要とされる企業集団を目指してまいります。

●成長ストーリー

経営理念をベースとした「全員参画による超現場主義経営」の更なる推進

当社グループは、経営理念を抛り所に、従業員一人ひとりが当事者意識をもって経営に参画する「全員参画による超現場主義経営」の実践により人的資本経営を推進。活力ある魅力あふれる企業集団を創造し、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

- (重点対策)
- ・商品力、売場力、販売力のValue Up
 - ・インバウンド対策のValue Up
 - ・人財力のValue Up

- 目標指標
- ・経常利益率 30% (2030年3月期)
 - ・経常利益 350億円 (2030年3月期)
 - ・5カ年の平均売上成長率 10%
 - ・ROE 30%以上

●キャッシュ・アロケーション方針

(2026年3月期から2030年3月期の5年間)

当社グループは、中長期的な企業価値の向上を目指し、創出するキャッシュを成長投資及び株主還元投入し、更なる収益性の向上を図り、高ROE経営を推進してまいります。

営業キャッシュ・フローの創出 930億円程度	①成長投資	30%~40%程度 工場投資（維持・更新含む）、出店投資、M&A等による新たな成長投資
	②株主還元	50%~60%程度 総還元性向50%以上を意識し、利益成長に応じた増配と機動的な自己株式取得を実施
	③手元預金	売上高の30%程度を目安に手元流動性を確保

当社グループは、経営理念であります「喜びを創り喜びを提供する」を経営の抛り所に、企業価値の増大を通じて、株主の皆様のご期待にお応えしていくとともに、地域社会に貢献できる企業集団を目指し、グループ一丸となって鋭意邁進してまいります所存でございます。株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における、設備投資の状況につきましては、生産性向上のための工場投資及び新規出店などにより2,570百万円の設備投資を実施いたしました。主なセグメント別の設備投資の内容及び実施額は、シュクレイグループでは、前期に取得した富士山静岡工場の改装工事及び横浜工場のショコラサンドラインなどの工場投資並びに新規出店などにより1,210百万円、寿製菓グループでは、沖縄県宮古島市に設置する新工場（2027年6月稼働予定）の生産設備契約手付金及び本社工場の生産性向上のための投資などにより847百万円、ケイセイセイでは、第一工場及び第二工場の生産性向上のための工場投資及び店舗投資などにより481百万円であります。

なお、当連結会計年度においてシュクレイグループが保有する株式会社九十九島グループの旧本社工場跡地及び賃貸不動産の売却を実施し、特別損益に固定資産売却益121百万円及び固定資産除却損（工場解体費用）76百万円を計上しております。

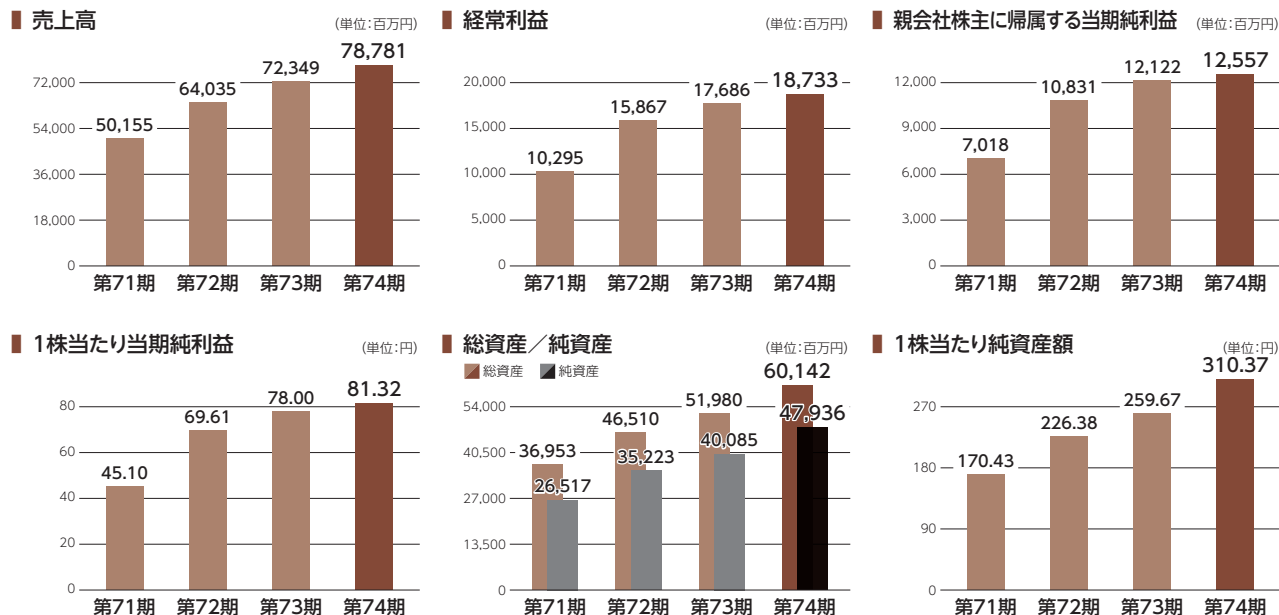
(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第71期	第72期	第73期	第74期
		2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	(百万円)	50,155	64,035	72,349	78,781
経常利益	(百万円)	10,295	15,867	17,686	18,733
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	7,018	10,831	12,122	12,557
1株当たり当期純利益	(円)	45.10	69.61	78.00	81.32
総資産	(百万円)	36,953	46,510	51,980	60,142
純資産	(百万円)	26,517	35,223	40,085	47,936
1株当たり純資産額	(円)	170.43	226.38	259.67	310.37

ご参考



(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社九十九島グループ	99百万円	100%	菓子の販売
株式会社寿堂	20	100	//
南寿製菓株式会社	40	100	//
株式会社寿香寿庵	75	100	//
株式会社ひだ寿庵	40	100	//
株式会社三重寿庵	40	100	//
株式会社但馬寿	50	100	//
株式会社せとうち寿	90	100	//
株式会社東海寿	10	100	//
株式会社寿庵	30	100	//
株式会社花福堂	70	100	//
株式会社ケイシイシイ	80	100	菓子の製造・販売
寿製菓株式会社	90	100	//
株式会社シュクレイ	60	100	//
純藍株式会社	30	100	健康食品の販売
株式会社ケーエスケー	5	100	損害保険代理業
台湾北壽心股份有限公司	20	100	菓子の販売
株式会社ケーエムエフ (注) 2	30	81	菓子の製造

(注) 1. 2026年3月31日現在の連結子会社数は、上記の重要な子会社等18社であります。

2. 株式会社ケーエムエフは、2025年12月に当社の連結子会社である寿製菓株式会社が保有株式の一部を譲渡したことにより、出資比率が90%から81%へ減少しております。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、純粋持株会社であります寿スピリッツ株式会社（当社）、子会社18社で構成され、菓子の製造・販売を主たる業務としております。

当社グループは、主に地域事業会社を基礎としたセグメントで構成されており、「シュクレイグループ」、「ケイシイシイ」、「寿製菓グループ」、「販売子会社」、「その他」の5つを報告セグメントとしております。

なお、「シュクレイ」及び「九十九島グループ」は、それぞれ独立セグメントとしておりましたが、2025年4月1日付で実施した連結子会社間の組織再編（会社分割）に伴い、当連結会計年度より統合し、セグメント区分を「シュクレイグループ」に変更いたしております。また、「寿製菓・但馬寿」としていた報告セグメントの名称を当連結会計年度より「寿製菓グループ」に変更いたしております。

報告セグメントは、以下のとおりであります。

セグメント名称	主な事業内容	会社名
シュクレイグループ	菓子の製造・販売 (ショップブランド「ザ・メープルマニア」、「東京ミルクチーズ工場」、「フランセ」、「赤い風船」、「アイボリッシュ」他)	株式会社シュクレイ (連結子会社) 株式会社九十九島グループ (連結子会社)
ケイシイシイ	菓子の製造・販売 (ショップブランド「ルタオ」、「ナウオンチーズ」他)	株式会社ケイシイシイ (連結子会社)
寿製菓グループ	菓子の製造・販売 (ショップブランド「お菓子の壽城」、「カノザ」他)	寿製菓株式会社 (連結子会社) 株式会社但馬寿 (連結子会社) 株式会社ケーエムエフ (連結子会社)
販売子会社	菓子の販売 (ショップブランド「コンディトライ神戸」他)	株式会社寿堂 (連結子会社) 南寿製菓株式会社 (連結子会社) 株式会社寿香寿庵 (連結子会社) 株式会社ひだ寿庵 (連結子会社) 株式会社三重寿庵 (連結子会社) 株式会社せとうち寿 (連結子会社) 株式会社東海寿 (連結子会社) 株式会社寿庵 (連結子会社) 株式会社花福堂 (連結子会社)
その他	損害保険代理業 健康食品の販売 菓子の販売	株式会社ケーエスケー (連結子会社) 純藍株式会社 (連結子会社) 台灣北壽心股份有限公司 (連結子会社)

(8) 主要な事業所及び工場 (2026年3月31日現在)

当社	本社	鳥取県米子市
株式会社シュクレイ	本社	東京都港区
	横浜工場	横浜市金沢区
	浜松工場	浜松市中区
	富士山静岡工場	静岡市駿河区
	黒髪工場	長崎県佐世保市
	卸団地工場	長崎県佐世保市
株式会社ケイシイシイ	本社・第二工場	北海道千歳市
	第一工場	北海道千歳市
	小樽洋菓子舗ルタオ	北海道小樽市
寿製菓株式会社	本社工場	鳥取県米子市
	浦津工場	鳥取県米子市
	淀江工場 (お菓子の壽城)	鳥取県米子市
	但馬工場	兵庫県美方郡新温泉町
	支店	鳥取、三朝、米子、松江

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

セグメント名称	従業員数 (名)	前期末比増減数 (名)
シュクレイグループ	758 (422)	6 (△26)
ケイシイシイ	537 (306)	23 (16)
寿製菓グループ	390 (182)	21 (△5)
販売子会社	82 (46)	△4 (△2)
その他	27 (18)	△3 (△1)
報告セグメント計	1,794 (974)	43 (△18)
全社 (共通)	7 (1)	- (-)
合計	1,801 (975)	43 (△18)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時従業員数 (パート、嘱託、契約社員を含み、アルバイト、派遣社員を除く。) は、年間の平均人数を () 内に1日8時間換算による外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 456,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 155,658,402株
 (3) 株主数 93,272名(前期末比35,971名増)
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
エスカワゴエ株式会社	45,500,000株	29.46%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,623,000	6.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,688,007	3.68
INDUS SELECT MASTER FUND, LTD.	4,933,200	3.19
株式会社山陰合同銀行	3,657,300	2.37
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,236,600	2.10
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	2,532,571	1.64
とりぎんリース株式会社	2,234,000	1.45
寿スピリッツ従業員持株会	1,882,766	1.22
株式会社商工組合中央金庫	1,800,000	1.17
福山通運株式会社	1,800,000	1.17

(注) 持株比率は、自己株式数 (1,225,366株) を控除して算出しております。

(5) 当期中に当社役員等に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	16,850株	4名

(注) 1. 上記株式は当社の譲渡制限付株式報酬として交付したものです。

2. 上記のほか、当社の幹部従業員4名に対して2,128株、子会社の取締役14名に対して31,592株、子会社の幹部従業員38名に対して19,861株を譲渡制限付株式報酬として交付しています。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	河越誠剛	(株)シュクレイ、(株)ケイセイシー 各代表取締役会長 純藍(株) 代表取締役社長
常務取締役	松本真司	グループ経営管理本部長、(株)ケーエスケー 代表取締役社長
取締役	城内正行	寿製菓(株)、(株)但馬寿、(株)ケーエムエフ 各代表取締役社長
取締役	阪本良一	(株)シュクレイ、(株)九十九島グループ 各代表取締役社長
取締役	岩田松雄	(株)リーダーシップコンサルティング 代表取締役社長
取締役	好本恵	十文字学園女子大学 名誉教授
取締役(監査等委員・常勤)	山根理道	
取締役(監査等委員)	田中康裕	税理士法人田中事務所 代表社員
取締役(監査等委員)	上田啓子	京橋・宝町法律事務所 パートナー 一般社団法人ハビリスジャパン 理事 日本テクノ株式会社 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役岩田松雄氏及び好本恵氏並びに取締役(監査等委員)田中康裕氏及び上田啓子氏は、社外取締役であり、各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)田中康裕氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山根理道氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改訂を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬である基本報酬（金銭報酬）のみとし、個人別の報酬額は、報酬限度額の範囲内で職務と責任を勘案して監査等委員の協議により決定いたしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬は、中長期に亘る企業価値の持続的な向上を図ることを最重要視した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬（金銭報酬）と中長期インセンティブとして譲渡制限付株式報酬で構成し、社外取締役については、その職務における独立性を考慮し、基本報酬のみとする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・当社の取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、月別の固定報酬とし、役位及び職責に応じた当社への業績貢献度合い、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- ・社外取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、職務と責任及び他社水準等を勘案して決定するものとする。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・非金銭報酬等は、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした報酬として、譲渡制限付株式報酬を支払うものとする。
- ・譲渡制限付株式報酬の具体的な付与数は、各取締役の役位、職責を踏まえ決定し、取締役会において個人別割当株式数を決議し、毎年一定の時期に付与するものとする。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の個人別の報酬額については、代表取締役が株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、上記方針を基に各取締役の基本報酬の額、非金銭報酬の額、ならびにその割合について総合的に勘案し作成した報酬案を、取締役会が指名・報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、あらかじめ監査等委員会の意見も聴取し、審議の上決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	184 (12)	149 (12)	－ (－)	34 (－)	6 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	34 (12)	34 (12)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	218 (24)	184 (24)	－ (－)	34 (－)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬額については、2016年6月28日開催の第64期定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額を年額300百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50百万円以内にする旨、決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。また、2024年6月25日開催の第72期定時株主総会において、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除いた取締役、以下「対象取締役」という。) に対し、上記報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額を年額60百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、その発行または処分を受ける普通株式の総数は年40,000株以内とする旨、決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」「ハ. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2 会社の株式に関する事項」【(5)当期中に当社役員等に対して職務執行の対価として交付された株式の状況】に記載のとおりであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	岩 田 松 雄	当社は、(株)リーダーシップコンサルティングとの間に特別な関係はございません。
	好 本 恵	当社は、十文字学園女子大学との間に特別な関係はございません。
取締役 (監査等委員)	田 中 康 裕	当社は、税理士法人田中事務所との間に特別な関係はございません。
	上 田 啓 子	当社は、京橋・宝町法律事務所、一般社団法人ハビリスジャパン、日本テクノ(株)との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	岩 田 松 雄	当事業年度に開催された取締役会16回すべて、指名・報酬諮問委員会3回のすべてに出席し、取締役会や代表取締役との意見交換の場などにおいて、企業経営者としての豊富な経験に基づき当社の経営全般に亘る助言、提言を行うなど、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督強化に貢献しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬諮問委員会の委員長として企業統治の透明性や客観性確保のための主導的な役割を果たしております。
	好 本 恵	当事業年度に開催された取締役会16回すべて、指名・報酬諮問委員会3回のすべてに出席し、取締役会や代表取締役との意見交換の場などにおいて、アナウンサー及び教育者などの幅広い知見に基づき当社の経営全般に亘る助言、提言を行うなど、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督強化に貢献しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬諮問委員会の委員として企業統治の透明性や客観性確保のための重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	田 中 康 裕	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席、監査等委員会13回すべて、指名・報酬諮問委員会3回のすべてに出席し、取締役会や監査等委員会での意見交換の場などにおいて、税理士としての豊富な経験に基づき専門的な見地から経営上有用な発言を行うなど、当社における経営の監督機能の強化に貢献しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬諮問委員会の委員として企業統治の透明性や客観性確保のための重要な役割を果たしております。
	上 田 啓 子	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席、監査等委員会13回すべて、指名・報酬諮問委員会3回のすべてに出席し、取締役会や監査等委員会での意見交換の場などにおいて、弁護士としての豊富な経験に基づき専門的な見地から経営上有用な発言を行うなど、当社における経営の監督機能の強化に貢献しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬諮問委員会の委員として企業統治の透明性や客観性確保のための重要な役割を果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分発揮できるように、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約に関する定めを設けております。当該定款の定めに基づき、当社は、社外取締役の全員と、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社取締役及びグループ会社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び連結子会社の取締役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものは除いております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	41百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載いたしております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、新リース会計基準の導入に関する助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

5 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 業務運営の基本方針

当社及び当社グループは、以下の経営理念を経営の拠り所とし、すべての役員及び従業員が、職務を遂行するにあたっての基本方針としております。

【経営理念】 喜びを創り喜びを提供する。

【社 是】 感謝と報恩。創意と工夫。本気と誠実。

【経営信条】 1. 私達は、お客様に喜ばれることを自らの喜びとする。

1. 私達は、夢を語り合い、ナンバーワンを目指し、日々チャレンジする。

1. 私達は、プロとしての自覚と真の勇気を持ち、感動をもたらす。

1. 私達は、高い目標を掲げ、執念を燃やし、必ず突破する。

1. 私達は、更なる高い価値の創造により、物心両面の豊かさを実現する。

当社は、この経営理念のもと、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

② 内部統制の基本方針

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、法令及び文書管理規程など社内規程に従って管理を行い、取締役は必要に応じて閲覧できるものとする。

ロ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループの事業遂行上の損失の危険管理については、稟議規程、経理規程、販売管理規程、購買管理規程その他の業務管理規程に定める。

発生した損失の危険性については、社内諸規程の定めに従い、該当職務の担当取締役がその対処を行い、その危険性の度合いにより、取締役会審議、稟議承認などの手続きにより、最終決定する。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて随時開催することで、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督などを行うこととする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。

目標の明確な付与、採算の徹底を通じて、当社及び当社グループの目標数値を経営計画として策定し、それに基づく業績管理を行う。また、代表取締役社長、担当役員及び関係部門長で構成するグループ経営会議を月次単位で開催し、業績及び施策の実施状況を確認し、経営の効率化・健全性・透明性の確保並びに意思決定の迅速化に取り組む。

二. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、経営理念に基づき、すべての物事の判断基準とする経営哲学（フィロソフィー）を明文化（2003年1月1日発行）し、さらに、企業倫理及び法令遵守の基本姿勢を明確にすべく「寿スピリッツグループ倫理綱領」、「コンプライアンス規程」を制定し、すべての役員及び従業員に周知徹底させることにより、経営理念の浸透と企業倫理の徹底を図る。

また、グループ全社の横断的組織である「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上を図る。

取締役会は、法令及び定款に基づき取締役会規程を整備し、取締役会付議・報告基準を設ける。各取締役は、当該付議・報告基準に則り、当社業務が執行されているか相互に監視・監督する。

また、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名及び取締役の報酬の決定に関する独立性・客観性を担保する。

「内部監査室」は適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。

当社及び当社グループは、法令違反等の未然防止と早期発見による是正措置及び再発防止策を適切に講じることを目的として「内部通報取扱規程」を定め、内部通報体制を設置する。当社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行わない。

ホ. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社を管理する体制とする。グループ経営会議において、グループ経営方針の伝達及び各社の事業活動の報告並びに業務執行状況の監督などを行う。

また、子会社が重要な意思決定を行う場合には、当社取締役会の承認手続きを要することとし、効率的な資源配分となるよう当社取締役会が調整を行う。

当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることとする。

内部監査室は、当社及び当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社及び当社グループの代表取締役及び監査等委員会に報告する。

ヘ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、必要があるときは取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助する使用人の設置を求めることができる。また、当該使用人の任命・異動等の決定については、その独立性を確保するため、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

当該使用人に対する指揮命令権は、監査等委員会に属する。

ト. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役又は使用人等は、法定の事項に加え、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、あるいは当社及び当社グループに著しい影響を及ぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに当社の監査等委員会に報告するものとする。また、当社は、内部通報の状況等については、内部通報制度の担当部署より定期的に監査等委員会へ報告するものとする。

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な扱いを行わない。

チ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議など重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。

また、監査等委員会は会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室から業務監査内容についての説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

監査等委員から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

リ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度への適切な対応のため、財務諸表に関わる内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用を努めることにより財務報告の信頼性を確保することとする。

ヌ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社及び当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、企業の健全な活動に重大な脅威を与えるあらゆる団体・個人との関係を一切断絶し、組織全体で毅然とした姿勢で対処することを基本方針とする。

基本方針は、「寿スピリッツグループ倫理綱領」に明文化し、また、暴力団等反社会的勢力による不当要求等対応マニュアルを制定し、すべての役員及び従業員への周知徹底に努め、対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、地域の暴力追放運動推進センター・警察、顧問弁護士などの外部専門機関との連携を強化し、体制の整備及び情報収集に努める。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要について

- ① 当事業年度における主な会議の開催状況は、取締役会は16回開催され、監査等委員会は13回、グループ経営会議は12回、コンプライアンス委員会は4回、品質安全委員会は12回、サステナビリティ委員会は2回開催いたしました。
- ② 監査等委員会は、監査等委員会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社及び子会社の取締役を対象とした面談の実施、会計監査人及び内部監査室と積極的な連携に努めました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社の業務監査を実施いたしました。また、財務報告に係る内部統制は、当社及び子会社の全社統制の整備と運用状況の評価を実施いたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,775	流動負債	10,102
現金及び預金	32,200	支払手形及び買掛金	2,067
受取手形及び売掛金	8,257	未払金	1,865
商品及び製品	3,015	未払法人税等	3,488
仕掛品	155	賞与引当金	1,298
原材料及び貯蔵品	889	その他	1,383
その他	257	固定負債	2,103
貸倒引当金	△0	退職給付に係る負債	1,882
固定資産	15,367	資産除去債務	115
有形固定資産	12,380	繰延税金負債	8
建物及び構築物	5,188	その他	96
機械装置及び運搬具	3,164	負債合計	12,206
工具、器具及び備品	520	(純資産の部)	
土地	2,885	株主資本	47,663
リース資産	14	資本金	1,263
建設仮勘定	606	資本剰余金	1,350
無形固定資産	141	利益剰余金	47,892
投資その他の資産	2,845	自己株式	△2,842
投資有価証券	269	その他の包括利益累計額	267
繰延税金資産	1,617	その他有価証券評価差額金	94
その他	963	為替換算調整勘定	33
貸倒引当金	△5	退職給付に係る調整累計額	140
資産合計	60,142	非支配株主持分	5
		純資産合計	47,936
		負債純資産合計	60,142

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		78,781
売上原価		30,393
売上総利益		48,388
販売費及び一般管理費		29,789
営業利益		18,598
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	7	
仕入割引	0	
受取地代家賃	48	
受取保険金	32	
その他	29	145
営業外費用		
減価償却費	3	
その他	6	10
経常利益		18,733
特別利益		
固定資産売却益	123	123
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	103	
減損損失	3	111
税金等調整前当期純利益		18,745
法人税、住民税及び事業税	6,256	
法人税等調整額	△68	6,188
当期純利益		12,557
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		12,557

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日期首残高	1,263	1,368	40,274	△3,006	39,900
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,939		△4,939
親会社株主に帰属する当期純利益			12,557		12,557
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)		△17		163	145
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△17	7,617	163	7,763
2026年3月31日期末残高	1,263	1,350	47,892	△2,842	47,663

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2025年4月1日期首残高	54	25	101	182	2	40,085
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△4,939
親会社株主に帰属する当期純利益						12,557
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)						145
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					2	2
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	39	7	38	85	△0	84
連結会計年度中の変動額合計	39	7	38	85	2	7,850
2026年3月31日期末残高	94	33	140	267	5	47,936

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

イ. 連結子会社の数 18社

ロ. 連結子会社の名称 (株)九十九島グループ、(株)寿堂、南寿製菓(株)、(株)寿香寿庵、(株)ひだ寿庵、(株)三重寿庵、(株)但馬寿、(株)せとうち寿、(株)東海寿、(株)寿庵、(株)花福堂、(株)ケイセイセイ、(株)ケーエスケー、寿製菓(株)、(株)シュクレイ、純藍(株)、(株)ケーエムエフ、台湾北壽心股份有限公司。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と同じであります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法

（リース資産を除く） ただし、寿製菓(株)における淀江工場については定額法

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。主な耐用年数は建物及び構築物3～38年、機械装置及び運搬具4～15年、工具、器具及び備品2～20年であります。

ロ. 無形固定資産 定額法

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年内）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

イ. 卸売事業について（国内卸売、海外卸売）

卸売事業においては、主に当社グループが製造した菓子製品を国内外の顧客に対し販売しております。卸売事業における製品の販売は、製品の引渡時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主に当該製品の引渡時点で収益を認識し、運送会社などを通じて納品する場合は、出荷時から顧客への支配移転時までの期間が、出荷及び配送に要する日数に照らして合理的な日数であると考えられることから当該製品の出荷時に収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、リポート及び返品などを控除した金額で認識しております。

ただし、海外顧客に対する販売は契約により、当社グループが船荷業者に製品を引き渡した時点で顧客が製品に対する支配権を獲得することから船荷業者に引き渡した時点で収益を認識しております。

ロ. 小売事業について（国内小売、通信販売、海外小売）

小売事業においては、主に当社グループが製造した菓子製品を実店舗、自社通販サイト及び他社通販プラットフォーム等を通じて、国内外の消費者に対して販売しております。小売事業における製品の販売は、製品の引渡時点で消費者が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、実店舗においては、消費者に製品を引き渡した時点で収益を認識し、通信販売においては、出荷時から消費者への支配移転時までの期間が、出荷及び配送に要する日数に照らして合理的な日数であると考えられることから、当社が製品を出荷した時点で収益を認識しております。

通信販売等において配送サービスは商品又は製品を提供する履行義務に含まれることから、消費者から受け取る送料は収益として認識し、対応する支払運賃を売上原価に計上しております。

百貨店等における消化仕入型販売取引については、当該取引が委託販売契約に該当することから消費者への販売価格で収益を認識しております。

そのほか、収益は、消費者との契約において約束された対価で認識しておりますが、自社通販サイトにおいては、消費者に販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでのサービス提供について付与したポイントを履行義務として認識して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っており、他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでのサービス提供にかかるポイント負担金については、ポイント負担金を除いた金額で収益を認識しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に過去の実績や事業計画など入手可能な情報に基づいて、合理的に判断することとしております。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

建物及び構築物	5,188百万円
機械装置及び運搬具	3,164百万円
工具、器具及び備品	520百万円
土地	2,885百万円
リース資産	14百万円
建設仮勘定	606百万円
無形固定資産	141百万円
投資その他の資産（その他）（注）	299百万円

（注）投資その他の資産（その他）については、減損会計の対象となった勘定科目の金額を記載しております。

② 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、菓子の製造・販売事業を主たる事業としており、当該事業を営むため、工場・事務所及び店舗などに関連した事業用資産を主に保有しております。

当社グループが減損を判定する際のグルーピングは、事業用資産については、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位を考慮しグルーピングを行っております。この内、各店舗については原則として各店舗をグルーピング単位としており、菓子生産設備などの共用資産については、その共用資産が将来キャッシュ・フローの生成に寄与している資産または資産グループを含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。また、遊休資産や賃貸用資産については、個々の物件単位でグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる場合は、当該資産グルーピングの将来の事業計画をベースとした割引前キャッシュ・フローの総額を見積り、当該総額が帳簿価額を下回る場合には回収可能価額まで、減損損失を認識いたしております。

当社グループは、当連結会計年度において、減損損失を3百万円計上いたしました。

当該見積りについて、事業計画や市場環境の変化などにより、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において追加の減損損失を認識する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,617百万円
--------	----------

② 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性については、将来の事業計画に基づいた課税所得を合理的に見積り、回収可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。既に計上した繰延税金資

産については、その回収可能性について毎期検討し、内容の見直しを行っておりますが、当該見積りについて、事業計画や市場環境の変化などにより見直しが必要になった場合、繰延税金資産の取崩し、または、追加計上により当期純利益が変動する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、「8. 収益認識に関する注記 (3) ① 当連結会計年度末の契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

流動負債の「その他」のうち、契約負債の金額は、「8. 収益認識に関する注記 (3) ① 当連結会計年度末の契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,958百万円

有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,750百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	2,750百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	155,658,402	—	—	155,658,402
合計	155,658,402	—	—	155,658,402
自己株式				
普通株式 (注)	1,295,797	—	70,431	1,225,366
合計	1,295,797	—	70,431	1,225,366

(注) 普通株式の自己株式の減少70,431株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,939	32.00	2025年3月31日	2025年6月25日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2026年6月25日開催予定の第74期定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- ・ 配当金の総額 5,405百万円
 - ・ 1株当たり配当額 35円
 - ・ 基準日 2026年3月31日
 - ・ 効力発生日 2026年6月26日
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定いたしております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、流動性を確保しながら、資金のうち余剰資金となる部分を安全性の高い預貯金等の金融資産で行い、資金調達については、短期的な運転資金及び設備投資資金（長期）を必要に応じて金融機関からの借入により調達しております。また、デリバティブや投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、すべて数か月内に決済される短期間なものであります。

営業債務、未払法人税等は流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権である受取手形及び売掛金に関わる取引先の信用リスクは、売上債権管理規程に従い、取引先ごとの期日及び残高管理並びに与信限度管理を行うことによりリスクの低減を図っております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行企業の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき資金管理担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
投資有価証券 (注) 2	238	238	－
資産計	238	238	－

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	31

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としている金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	238	－	－	238
資産計	238	－	－	238

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	シュクレイ グループ(注) 2	ケイシイシイ	寿製菓 グループ(注) 2	販売子会社	計		
国内卸売	9,845	6,922	10,269	6,315	33,352	70	33,423
国内小売	24,239	11,197	938	1,067	37,443	－	37,443
通信販売	1,657	4,156	248	314	6,375	3	6,378
その他	－	－	－	－	－	13	13
国内計	35,742	22,276	11,456	7,697	77,171	86	77,258
海外卸売 (注) 3	377	552	5	－	935	－	935
海外小売	－	－	－	－	－	586	586
海外計	377	552	5	－	935	586	1,522
顧客との契約から生 じる収益	36,120	22,828	11,461	7,697	78,107	673	78,781
外部顧客への売上高	36,120	22,828	11,461	7,697	78,107	673	78,781

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、損害保険代理業、健康食品事業、並びに海外（台湾）における菓子事業が含まれております。

2. 従来、「シュクレイ」及び「九十九島グループ」は、それぞれ独立セグメントとしておりましたが、2025年4月1日付で実施した連結子会社間の組織再編（会社分割）に伴い、当連結会計年度より統合し、セグメント区分を「シュクレイグループ」に変更いたしております。また、「寿製菓・但馬寿」としていた報告セグメントの名称を当連結会計年度より「寿製菓グループ」に変更いたしております。

3. フランチャイズ契約によるロイヤルティ収入は、海外卸売の区分に含めております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 当連結会計年度末の契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）

受取手形	521百万円
売掛金	6,878百万円
合計	7,400百万円

顧客との契約から生じた債権（期末残高）

受取手形	621百万円
売掛金	7,635百万円
合計	8,257百万円

契約負債（期首残高） 16百万円

契約負債（期末残高） 11百万円

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において「受取手形及び売掛金」に計上しております。その内訳は卸売事業において主に当社グループが販売した製品に係る売掛金及び受取手形、並びに小売事業において顧客が利用したクレジットカード及び電子マネーなどに伴い発生した債権により構成されております。

2. 契約負債は、契約に基づく履行に先立って受領した対価に関連するものであり、当社グループが契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。

契約負債は、自社ポイント制度に基づくポイントの発行に伴う顧客のオプションに関連するものです。

契約負債は、連結貸借対照表において流動負債の「その他」に含めております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格について、当社グループは顧客によるポイントの使用時及びポイントの失効時に収益を認識しております。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、過去のポイント使用実績から概ね一年以内と見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	310円37銭
(2) 1株当たり当期純利益	81円32銭

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,164	流動負債	7,509
現金及び預金	21,861	短期借入金	7,090
前払費用	7	未払金	128
未収入金	277	未払法人税等	272
その他	17	未払費用	7
固定資産	4,284	預り金	10
有形固定資産	562	その他	0
建物	125	固定負債	215
構築物	1	長期未払金	63
車両運搬具	1	長期預り金	22
工具、器具及び備品	1	退職給付引当金	129
土地	433	負債合計	7,724
投資その他の資産	3,721	(純資産の部)	
投資有価証券	246	株主資本	18,632
関係会社株式	3,352	資本金	1,263
出資金	3	資本剰余金	1,350
関係会社長期貸付金	75	資本準備金	595
繰延税金資産	26	その他資本剰余金	754
長期前払費用	2	利益剰余金	18,861
その他	78	その他利益剰余金	18,861
貸倒引当金	△ 63	繰越利益剰余金	18,861
資産合計	26,448	自己株式	△ 2,842
		評価・換算差額等	91
		その他有価証券評価差額金	91
		純資産合計	18,723
		負債純資産合計	26,448

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		13,308
営業費用		
販売費及び一般管理費		839
営業利益		12,469
営業外収益		
受取利息	44	
受取配当金	7	
受取地代家賃	110	
貸倒引当金戻入額	7	
その他	2	170
営業外費用		
支払利息	66	
地代家賃	21	
その他	0	87
経常利益		12,552
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	4	4
税引前当期純利益		12,549
法人税、住民税及び事業税	497	
法人税等調整額	23	521
当期純利益		12,027

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
2025年4月1日期首残高	1,263	595	772	1,368	11,773	11,773
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△4,939	△4,939
当期純利益					12,027	12,027
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)			△17	△17		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	△17	△17	7,087	7,087
2026年3月31日期末残高	1,263	595	754	1,350	18,861	18,861

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計	
2025年4月1日期首残高	△3,006	11,398	52	52	11,451
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△4,939			△4,939
当期純利益		12,027			12,027
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)	163	145			145
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			38	38	38
事業年度中の変動額合計	163	7,233	38	38	7,272
2026年3月31日期末残高	△2,842	18,632	91	91	18,723

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② 其他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は建物3～38年であります。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に基づく簡便法により当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益は、子会社からの経営指導料であります。経営指導料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際になされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、子会社からの受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に過去の実績や事業計画など入手可能な情報に基づいて、合理的に判断することとしております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、次のとおりです。

関係会社投融資の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|-----------|----------|
| 関係会社株式 | 3,352百万円 |
| 関係会社長期貸付金 | 75百万円 |
- (2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
- 当社は、市場価格のない関係会社株式については、各関係会社の実質価額が取得価額に比べ著しく低下した場合、将来の事業計画等により回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。その結果、当事業年度において減損処理が必要な関係会社株式はないと判断しました。
- また、関係会社貸付金の評価は、各関係会社の財政状態及び経営成績の状況を勘案し、回収不能見込みを見積り、貸倒引当金を計上しております。その結果、当事業年度において関係会社貸付金に対して58百万円の貸倒引当金を計上しております。
- 当該見積りについて、関係会社の業績悪化、事業計画や市場環境の変化などにより、見直しが必要になった場合、翌事業年度において減損処理や貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 497百万円
有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。
- (2) 当座貸越契約
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|------------|----------|
| 当座貸越極度額の総額 | 2,750百万円 |
| 借入実行残高 | －百万円 |
| 差引額 | 2,750百万円 |
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記されているものを除く）
- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 283百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 7,090百万円 |
- (4) 取締役に対する金銭債務
- | | |
|--------|-------|
| 短期金銭債務 | 1百万円 |
| 長期金銭債務 | 63百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 営業取引
- | | |
|--------------|-----------|
| ① 営業収益 | 13,308百万円 |
| ② 販売費及び一般管理費 | 129百万円 |
- (2) 営業取引以外の取引高
- | | |
|----------|-------|
| ① 受取利息 | 31百万円 |
| ② 受取地代家賃 | 75百万円 |
| ③ 支払利息 | 66百万円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	1,295,797	－	70,431	1,225,366

(注) 自己株式の減少70,431株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金限度超過額	19百万円
退職給付引当金限度超過額	40百万円
投資有価証券評価損否認額	12百万円
減損損失	10百万円
税務上の譲渡益	8百万円
譲渡制限付株式報酬費用	11百万円
その他	52百万円
繰延税金資産小計	155百万円
評価性引当額	△87百万円
繰延税金資産合計	68百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△41百万円
繰延税金負債合計	△41百万円
繰延税金資産の純額	26百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△26.4%
住民税均等割額	0.0%
評価性引当額の増減	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.2%

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ケイシイシイ	所有 直接 100%	経営指導 資金融資 役員の兼任 土地・建物の賃貸	資金の借入(※2)	3,500	短期借入金	4,200
				借入金の返済	△4,000		
	(株)寿製菓(株)	所有 直接 100%	経営指導 資金融資 役員の兼任 製品の購入	資金の借入(※2)	500	短期借入金	1,500
				借入金の返済	△2,000		
	(株)シュクレイ	所有 直接 100%	経営指導 資金融資 役員の兼任	資金の貸付(※1)	2,500	—	—
			貸付金の回収	△3,410	—	—	
	(株)寿香寿庵	所有 直接 100%	経営指導 資金融資 役員の兼任	支払利息(※2)	3	短期借入金	300
	(株)東海寿	所有 直接 100%	経営指導 資金融資 役員の兼任	資金の借入(※2)	20	短期借入金	360
			借入金の返済	△60			
				支払利息(※2)	4		

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1. 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の受入れは行っておりません。

※2. 資金の借入については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	河越 誠剛	被所有 直接 0.00% 間接 29.46%	代表取締役	金銭報酬債権の 払込み(※)	12	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

※ 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 121円24銭
(2) 1株当たり当期純利益 77円89銭

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

寿スピリッツ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神代 勲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古川 讓二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、寿スピリッツ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、寿スピリッツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

寿スピリッツ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神代 勲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古川 譲二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、寿スピリッツ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

寿スピリッツ株式会社 監査等委員会

監査等委員 山根理道 ㊞

監査等委員 田中康裕 ㊞

監査等委員 上田啓子 ㊞

(注) 監査等委員田中康裕及び上田啓子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場のご案内

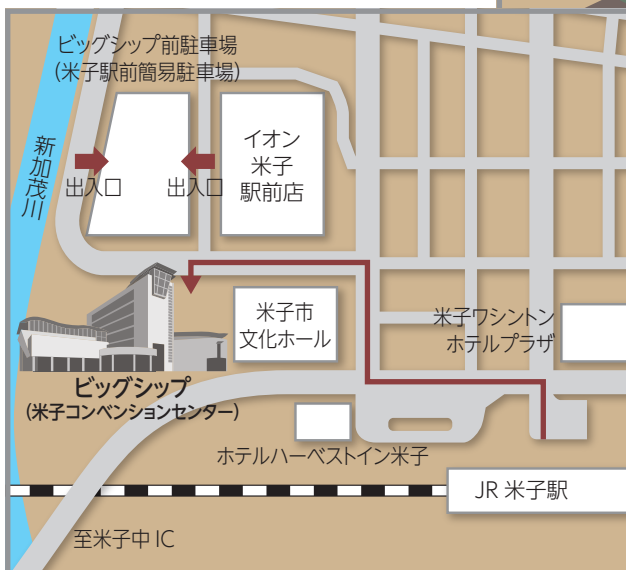
日時

2026年6月25日 (木曜日)
午前10時 [受付開始 午前9時]

会場

ビッグシップ
米子コンベンションセンター2階
「国際会議室」

鳥取県米子市末広町294
TEL 0859-35-8111
FAX 0859-39-0700



交通のご案内 (アクセス)

- JR米子駅北口から徒歩5分
- 米子空港から車で約25分
- 米子自動車道米子ICから山陰自動車道 (松江方面行き) 経由
米子中ICから車で約5分
※松江方面からお越しの場合は、米子西ICを下りてください。

駐車場のご案内

- ※ビッグシップ前駐車場 (米子駅前簡易駐車場) に駐車し、米子コンベンションセンターの会議や催事に参加された方は、駐車券をご持参いただき、会場内設置の割引認証機にお通しください。
- ※駐車場P1～P5は、米子コンベンションセンターの近隣の有料駐車場です。
(こちらの駐車場ではコンベンションセンターの利用割引は適用されません)

喜びを創り喜びを提供する

寿スピリッツ株式会社

<https://www.kotobukispirits.co.jp/>

